

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の8の2第3項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第10条の8の2第1項～第3項（クロスボウの保管の委託）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任）
処 分 基 準： クロスボウ保管業者が、法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：